

○日進市不良空家除却促進補助金交付要綱

平成30年3月30日

要綱第28号

改正 令和3年3月12日要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化等で構造又は設備が著しく不良な空家の除却を行う者に対して、その経費の一部を補助することにより、周辺の生活環境に影響を及ぼす空家の除却を促進し、もって市民の安全・安心で良好な生活環境の向上を図るため、日進市不良空家除却促進補助金(以下「補助金」という。)の交付について、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 日進市空家の適切な管理に関する条例(平成30年日進市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する空家等(ただし、敷地内に他の居住その他の使用がなされている建築物があるものを除く。)をいう。
- (2) 類似空家等 条例第2条第2号に規定する類似空家等をいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (4) 不良空家 市内に建築され、現に存在する空家等又は類似空家等に含まれる建築物(以下「空家」という。)で、別表の評定項目の欄に掲げる各評定項目につき評定内容の欄に掲げる評定内容に応ずる評点の欄に定める評点を評定区分の欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点)を合算した評点が100以上である不良住宅(ただし、故意に破損等させたものは除く。)のうち一戸建ての専用住宅又は併用住宅をいう。
- (5) 除却工事 不良空家を全て解体し、並びに解体により生じた廃棄物を運搬し、及び処分して更地にするための工事をいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「再資源化等に関する法」とい

う。)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

(6) 所有者等 不良空家の所有者(個人に限る)又は相続人をいう。

(7) 事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく業種(土木工事業、建築工事又は解体工事業のいずれか)の許可又は再資源化等に関する法に基づく都道府県知事による登録を受けた事業者をいう。

(補助対象の空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家は、次の各号のいずれにも該当する不良空家とする。

(1) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該除却工事について同意を得ている場合は、この限りでない。

(2) 条例第11条第2項に規定する指導を受けていないものであること。

(3) この要綱に基づく補助金以外に、除却工事又は除却工事に類似する工事等に対する他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。

(4) 公共事業による移転等の補償の対象となっていないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、所有者等で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 第7条の現地調査を行うため当該空家への立入りを承諾している者であること。

(2) 除却工事を事業者に依頼して行う者であること。

(3) 他人の権利を侵害するおそれのない除却工事を行う者であること。

(4) 空家の敷地の土地所有者から第7条の現地調査を行うため当該敷地への立ち入りの同意を得ている者であること。

(5) 不良空家の敷地の土地所有者から、当該除却工事及び当該土地所有者が除却工事後の跡地を適切に管理することについて同意を得ている者であること。

(6) 市税を滞納していない者であること。

(7) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、除却工事に係る費用(ただし、国土交通大臣が定める標準建設費等のうち不良住宅等の除却工事費を限度とする。)から消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(1,000円未満の数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1件当たり90万円を上限とする。

(不良空家の判定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「判定申請者」という。)は、あらかじめ日進市不良空家判定申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 外観写真
- (3) 別表に掲げる各評定項目につき該当する評定内容の状況が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(不良空家の判定)

第7条 市長は、前条の規定による判定申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が不良空家に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、日進市不良空家判定通知書(第2号様式)により、判定申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により、不良空家に該当する旨の通知を受けた判定申請者で補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、日進市不良空家除却促進補助金交付申請書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(第4号様式)
- (2) 不良空家の登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類
- (3) 3社以上の事業者による除却工事に係る費用の見積書及びその内訳書
- (4) 市税に滞納がないことを証する納税証明書
- (5) 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者が当該除却工事

について同意していることが確認できる書類

(6) 交付申請者以外の者が不良空家の敷地の土地所有者である場合は、当該除却工事について同意していることが確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付等の決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、日進市不良空家除却促進補助金交付・不交付決定通知書(第5号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定又は次条第2項の規定による補助金の交付変更決定においては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第8条の規定により不良空家に該当する旨の通知を受けた日の属する年度内に第16条に規定する補助金の請求ができるよう計画的に除却工事を行うこと。
- (2) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。
- (3) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (4) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日までは、交付申請者又はその親族が、不良空家の敷地に居住又は賃貸の目的で新たに住宅を建築しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(申請内容の変更)

第12条 第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに日進市不良空家除却促進補助金交付変更申請書(第6号様式)に変更内容を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更内容を確認の上、適当と認めたときは、交付決定者に日進市不良空家除却促進補助金交付変更決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(除却工事の中止又は廃止)

第13条 交付決定者は、当該除却工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速や

かに日進市不良空家除却促進補助金交付中止(廃止)申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき交付の決定を取り消したときは、交付決定者に日進市不良空家除却促進補助金交付取消決定通知書(第9号様式。以下「取消決定通知書」という。)により通知するものとする。

(完了実績報告)

第14条 交付決定者は、当該除却工事が完了したときは、速やかに日進市不良空家除却促進補助金完了実績報告書(第10号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の請負契約書又は請書の写し
- (2) 除却工事に要した費用の分かる領収書の写し
- (3) 除却工事の施行前、施工中及び施工後の写真
- (4) 除却工事のうち解体により生じた廃棄物を適正に処理したことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、日進市不良空家除却促進補助金額確定通知書(第11号様式)により交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の際、必要と認めるときは現地調査を行うことができる。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに日進市不良空家除却促進補助金交付請求書(第12号様式)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第14条の規定による報告が、補助金の交付の内容及びこれに対して

付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

- 2 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第11条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。

(3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、取消決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(書類の保存)

第20条 交付決定者は、当該補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日要綱第35号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般 の程度	基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐	基礎、土台、	イ 柱が傾斜しているもの、土台又	25	100

	朽又は破損の程度	柱又ははり	は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの			
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
					ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10		

4	排水設備	雨水	雨どいがないもの	10	10
---	------	----	----------	----	----

(備考)

一の評価項目につき該当する評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評点は、該当する評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者（所有者等）
住所
氏名
電話番号
メールアドレス

日進市不良空家判定申請書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 7 条の規定による判定を受けたいので、第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、第 7 条で規定する現地調査を行うための空家への立ち入りについて承諾するとともに、空家の敷地への立ち入りについても土地所有者から同意を得ております。

記

空家の所在地		
空家の概要	構造	木造 ・ 非木造
	延べ面積	
	空家となった時期	
	空家となった理由	
(添付資料) (1) 位置図 (2) 外観写真 (3) 別表に掲げる各評定項目につき該当する評定内容の状況が分かる写真 (4) 市長が必要と認める書類		

※所有者等が複数の場合、全ての者が申請者となること。

評定内容の状況に関するチェックシート

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点	該当する 評定内容 に○を記入 してください
1	構造一般 の程度	基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出し	25		

			ているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの			
		屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	1 5		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	2 5		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	5 0		
3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0	3 0	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	2 0		
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0		
4	排水設備	雨水	雨どいがないもの	1 0	1 0	

(備考)

- ・各評定項目につき、該当する評定内容に応ずる評点を評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算する。
- ・一つの評定項目につき該当する評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当する評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

様
日進市長 印

日進市不良空家判定通知書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

空家の所在地	
判定結果	不良空家に該当する ・ 不良空家に該当しない
該当する評点の合計	点

現地調査によるチェックリスト

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	現地調査による該当する評価内容に応ずる評価点	評価区分ごとの評価点の合計
1	構造一般の程度	基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45		
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100		
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100			
		外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15			

		屋根	ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5		
			イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	1 5		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	2 5		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	5 0		
3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0	3 0	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	2 0		
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0		
4	排水設備	雨水	雨どいがないもの	1 0	1 0	
合計						

(備考)

- 各評定項目につき、該当する評定内容に応ずる評点を評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算する。
- 一つの評定項目につき該当する評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当する評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者（所有者等）
住所
氏名
電話番号
メールアドレス

日進市不良空家除却促進補助金交付申請書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

不良空家の所在地			
補助対象経費	円		
補助金申請額	円		
除却工事を依頼した事業者 名及び許可番号	事業者名		
	許可番号		
除却工事の着手予定年月日	着手予定	年	月 日
及び完了予定年月日	完了予定	年	月 日
(添付資料) (1) 誓約書兼同意書（第 4 号様式） (2) 不良空家の登録事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類 (3) 3 社以上の事業者による除却工事に係る費用の見積書及びその内訳書 (4) 市税に滞納がないことを証する納税証明書 (5) 所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利の権利者が当該除却工事について同意していることが確認できる書類 (6) 交付申請者以外の者が不良空家の敷地の土地所有者である場合、当該除却工事について同意していることが確認できる書類 (7) 市長が必要と認める書類			

※補助対象経費は、除却工事にかかる費用（ただし、国土交通大臣が定める標準建設費等のうち不良住宅等の除却工事費が上限です。）から消費税及び地方消費税相当額を控除した額です。

※補助金申請額は、補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限は、9 0 万円です。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者（所有者等）

住所

氏名

誓約書兼同意書

私は、日進市不良空家除却促進補助金交付申請に当たり、日進市不良空家除却促進補助金交付要綱に定める趣旨等を理解した上で、下記の事項について誓約し、及び同意します。

記

- 1 日進市補助金等交付規則を遵守すること。
- 2 日進市不良空家除却促進補助金交付要綱を遵守すること。
- 3 補助対象の空家のある地域のルールを遵守すること。
- 4 その他、市長からの指示事項は、誠意をもって対応すること。

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

様
日進市長 印

日進市不良空家除却促進補助金交付・不交付決定通知書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

受付番号	
決定の内容	交付 ・ 不交付
	(不交付理由)
交付決定額	円
条件	・ 不良空家に該当する旨の通知を受けた日の属する年度内に補助金の請求ができるよう計画的に除却工事を行うこと。 ・ 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。 ・ この要綱及び関係法令を遵守すること。 ・ 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日までは、交付申請者又はその親族が、不良空家の敷地に居住又は賃貸の目的で新たに住宅を建築しないこと。

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市不良空家除却促進補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました申請内容について、
下記のとおり変更したいので、日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 2 条第
1 項の規定に基づき、申請します。

記

不良空家の所在地			
変更後の内容			
補助対象経費	円		
補助金申請額	円		
除却工事を依頼した事業者名及び許可番号	事業者名		
	許可番号		
除却工事の着手予定年月日及び完了予定年月日	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
変更理由			
(添付資料) 変更内容を確認することができる書類			

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様
日進市長 印

日進市不良空家除却促進補助金交付変更決定通知書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定内容を変更したので、通知します。

記

受付番号	
変更後の交付決定額	円
条件	・ 不良空家に該当する旨の通知を受けた日の属する年度内に補助金の請求ができるよう計画的に除却工事を行うこと。 ・ 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。 ・ この要綱及び関係法令を遵守すること。 ・ 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日までは、交付申請者又はその親族が、不良空家の敷地に居住又は賃貸の目的で新たに住宅を建築しないこと。

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市不良空家除却促進進補助金交付中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定・交付変更決定を受けましたことについて、下記のとおり中止（廃止）したいので、日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、申請します。

記

受付番号	
中止（廃止）理由	

第 9 号様式（第 1 3 条、第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様
日進市長 印

日進市不良空家除却促進補助金交付取消決定通知書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定又は第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので、第 1 3 条第 3 項又は第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

受付番号	
取消理由	

第 1 0 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市不良空家除却促進補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定・交付変更決定を受けました除却工事が完了しましたので、日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

不良空家の所在地			
補助対象経費	円		
補助金申請額	円		
除却工事を依頼した事業者名及び許可番号	事業者名		
	許可番号		
除却工事の着手年月日及び完了年月日	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
(添付資料) (1) 除却工事の請負契約書又は請書の写し (2) 除却工事に要した費用の分かる領収書の写し (3) 除却工事の施行前、施工中及び施工後の写真 (4) 除却工事のうち解体により生じた廃棄物を適正に処理したことを証する書類 (5) 市長が必要と認める書類			

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様
日進市長 印

日進市不良空家除却促進補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました内容を日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 5 条の規定に基づき審査し、下記のとおり補助金額が確定しましたので、通知します。

記

受付番号	
交付確定額	円

第 1 2 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市不良空家除却促進補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金額の確定を受けました日進市不良空家除却促進補助金について、日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

振 込 先	金 融 機 関 名 及 び 支 店 名	ゆうちょ銀行 店 (漢数字三桁)	
		銀 行 信用金庫 本店 ・ 支店 農 協	
	フリガナ		
	口座名義人		
	預 金 種 別	1 普通預金	2 当座預金
	口 座 番 号		

※ゆうちょ銀行の店名が不明の場合は店番（数字 3 桁）又は記号・番号をご記入ください。

第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第8条関係)

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第9条関係)

第5号様式(第10条関係)

第6号様式(第12条関係)

第7号様式(第12条関係)

第8号様式(第13条関係)

第9号様式(第13条、第19条関係)

第10号様式(第14条関係)

第11号様式(第15条関係)

第12号様式(第16条関係)